

発語内的否定と質問

入 江 幸 男

J.L.オースティンに始まる言語行為論は、サールによってかなり整備されたと云われているが、しかしいまだに定説と言える発語内行為の分類に到達していない。それどころか、このような状況を受けてリーチのように発語内行為の分類に懐疑的な研究者もあらわれているのが現状である。本論の当初の意図は、新しい発語内行為の分類を提案することにあつた（もちろん、それは単に発語内行為の分類そのものだけを目的とするのではなくて、それを通じて発語内行為の本質の理解をめざしている）のだが、今回は残念ながら、従来の発語内行為の分類に共通に見られる欠点を指摘するにとどまる。ここでは議論の方便としてサールの言語行為論を取り上げ、それに対する批判という形で論を進めるが、しかしここで論じるサールに対する批判は、オースティン、ハーバマスなどの発語内行為の分類にも妥当すると考える。先に結論を述べておくと、従来の発語内行為の区分に、ある発語内行為を否定する発話を発語内行為の一つの型として認めるといふこと、もう一つは、質問の発話を発語内行為の一つの型として認めるといふことである。その際に問題になることは、ある発語内行為の否定の発話の発語内行為をどのようなものとして理解すべきか、ということである。もう一つは、従来、質問の発話は情報伝達の依頼という依頼の発話の一種とみなされているが、そのような質問の理解が記述主義的誤謬であることを示し、質問型発話の独自性を指摘することである。

第一章 サールの言語行為論

まず議論の前提として、サールの言語行為論をごく簡単に振り返っておきたい。彼は次の4つの言語行為を区別する。

- (a) 発話行為(utterance act)=語(形態素、文)を発話すること
- (b) 命題行為(propositional act)=指示と述定を遂行すること
- (c) 発語内行為=陳述、質疑、命令、約束、などを遂行すること

(d) 発語媒介行為＝発語内行為という概念に関係を持つものとして、発語内行為が聞き手の行動、思考、信念などに対して及ぼす帰結(consequence)または結果(effect)という概念が存在する。(1) たとえば、

何事かを論ずることによって、何かを説得し、納得させる。

警告を与えることによって、恐がらせたり、警戒心を起こさせる。

依頼を行うことによって、何事かを行わせる。

情報を伝達することによって、納得させ、啓蒙し、教化し、励まし、自覚させる。

次に彼は、命題行為と発語内行為を表現するために次のような記号法を提案する。発語内行為の一般形式を

$F(p)$

と表示する。変項Fは値として発語内的力表示方策をとり、変項pは値として命題の表現をとる。(2) たとえば、

主張は $\cdot(p)$

依頼は $!(p)$

約束は $P r(P)$

警告は $W(P)$

イエスカノーか尋ねる質問は $?(P)$

と表示する。いわゆるwh疑問文の発話の場合には、完全な命題ではなく命題関数(positional function)を表さなくてはならないので、次のようになる。

? (x名の人がそのパーティには出席していた)

? (・・・ゆえに彼はそうした)

さらに、議論を主語と述語からなる単純な命題に限定して行うならば、その主語が単称確定指示表現である場合には、次のように指示と述定の区別を表現する。

$F(RP)$

Rは指示表現を表し、Pは述定表現を表す。

さて、肝心の発語内行為の分類である。彼は『言語行為』では分類を行なっていないが、論文「発語内行為の分類」(1975)⁽³⁾で発語内行為を五つに分類している。

(1) 断定型(assertives) $\cdot \downarrow B(p)$

これは、事実について陳述するものであり、この分類の中で唯一、真偽を言う

ことのできる発話である。

(2) 行為指示型(directives) $! \uparrow W (H \text{ does } A)$

これは、聞き手にある行為を指示するものである。懇願、依頼、命令、要求、勧誘、許可、助言、など。

(3) 行為拘束型(commisives) $C \uparrow I (S \text{ does } A)$

これは、話し手がある行為を約束するものである。

(4) 表出型(expressives) $E (p) (S/H + \text{property})$

これは、話し手の心理状態を表現するものである。お祝い、陳謝、お悔やみ、嘆き、歓迎、など。

(5) 宣言型(declarations) $D (p)$

首尾よく遂行されれば、命題内容と現実との一致をもたらすものである。洗礼すること、命名すること、任命すること、判決を下すこと、など。

1つめの記号(・、!など)は、発語内行為の種類を表す。2つめの記号は、適合の方向(direction of fit)を表す。つまり、言葉を世界に合わせる↓か、世界を言葉に合わせる↑か、の区別である。主張は↓、命令や約束は↑、は両方向、は無方向、を表す。3つめの記号は、心理状態を表す。Bは信念(belief)、Iは意図(intention)、Wは欲求(want)を表す。Hは聞き手(hearer), Sは話し手(speaker)を表す。(聞き手というのは、発話の受信者として意図されている人であって、単にその発話を聞いている人のことではない。) つぎに、このようなサールの分類への批判に移ろう。

第二章 発語内的否定

このようなサールの区分に対する批判の一つは、発語内的否定に関係している。サールは、発語内的否定(illocutionary negation)と命題的否定(propositional negation)を次のように区別している。⁽⁴⁾

$F (p)$ (発語内的否定)

$F (p)$ (命題的否定)

たとえば、「私は、aはbである、と主張しない」と「私は、aはbではない、と主張する」との区別である。ここで、問題になるのは、 F はいかなる発語内行為になるのか、ということである。 $F (p)$ でも、命題行為を行っている以上、我々は何らかの発語内行為を行っているはずである。サールも言うように我々は、命題行為を行って

発語内行為を行わないことはできないからである。したがって、 F で否定されているのは、一定の主張や約束などの一定の発語内行為であるにすぎず、 F もまた何らかの発語内行為を行っているはずである。そのことは、 $F(p)$ に命題的否定をおこなって $F(\neg p)$ と発話することが、命題行為一般の否定を意味するのではなく、一定の命題 p の否定を意味しており、別の $\neg p$ という命題行為の遂行であることと同じである。 F という表現法は紛らわしいかもしれないが、 F はある発語内行為の否定を表示しているのであって、発語内行為一般の否定を意味しているのではない。

$F(p)$ がどんな発語内行為を行っているのか、を検討する前にまず、五種類の発語内的否定を挙げておこう。

(1) 事実確認型の発語内的否定

(1)・ (p) 「私は、 p を主張する」

これの否定には次の二つ考えられる。

(1n)・ $(\neg p)$ 「私は、 $\neg p$ を主張する」

(1N) ・ (p) 「私は、 p を主張しない」

(1n)が命題的否定であり、(1N)が発語内的否定である。(1n)は(1)と同じ主張型発話であり、主張の内容が変化しただけである。(1N)は主張という発語内行為の否定、主張の否定の発話である。

(2) 行為指示型発話の発語内的否定

(2)！ (p) 「私は君にそれをするように頼みます」

(2n)！ $(\neg p)$ 「私は君にそれをしないように頼みます」

(2N) ！ (p) 「私は君にそれをするように頼みません」

(2n)は否定的な依頼であるが、(2N)は、依頼という発語内行為の否定である。

(3) 行為拘束型発話の発語内的否定について考えてみよう。

(3)C (p) 「私は行くことを約束する」

(3n)C $(\neg p)$ 「私は行かないことを約束する」

(3N) C (p) 「私は行くことを約束しない」

(3n)は(3)と同じ行為拘束型発話であり、約束の内容が変化しただけである。(3N)は約束するという発語内行為の否定の発話である。

(4) 表出型発話の発語内的否定

(4)E (p) 「卒業おめでとうございます」

(4n)E (p) 「卒業できなくておめでとう」

(4N) E (p) 「卒業おめでとうなんていわないよ」

これらはどちらも非常に特殊な表現である。しかし、発話としてありえないわけではない。(4n)は、おそらく冗談の発話に属することになるだろうが、しかしお祝いの発話内行為の振りをしている発話である。これに対して(4N)は、お祝いの発話内行為を遂行していない(もしこれが何らかの冗談型発話だとしても、この発話はお祝いの発話内行為の振りをしているのではない)。

(5) 宣言型発話の発話内的否定

(5)D (p) 「私はあなたを解雇することを宣言する」

(5n)D (p) 「私はあなたを解雇しないことを宣言する」

(5N) D (p) 「私はあなたを解雇することを宣言しない」

(5n)は宣言であるが、(5N)は宣言の否定である。

これらの(1N)から(5N)までの発話は、いかなる発話内行為を遂行しているのだろうか。次に、これらがサールの五分類の内のどれに属するのかを検討しよう。

まず主張型に属するものがあるかどうか検討しよう。(1N)は、「私は、pを主張しないと主張する」という主張型に属するのではないだろう。なぜなら、もし(1N)が主張型であるとすると、(1N)は<私がpを主張しない>という事実を主張していることになるが、<私がpを主張しない>というのは、この発話に先だって、この発話と独立に成立している事実なのではなくて、この発話によって成立する事態だからである。このことは、(2N)から(5N)にも同様に当てはまるだろう。

したがって(1N)から(5N)までの発話はどれも主張型ではない。

サールもまた発話内的否定の発話は主張型ではないと述べている。「発話内的力表示方策によって、話手が何らかの発話内行為を遂行していないという否定的主張が行われると考えるという魅力的な考え方は、一つの大きな誤謬である。すなわち、

F (p)

というものが、その本性においては

・ (q)

という形式を持つものであるという考え方は正しくない。なぜならば、このような説明

を行うならば、発語内行為を遂行することを拒否することがつねに、話し手が経験的事実の問題としてかくかくしかじかの行為を遂行しなかったという趣旨の自叙伝的とも言い得る陳述であることになるからである。実際、「私は行くと約束しない」における「約束しない」という発話は、「私は行くと約束する」における「私は約束する」という発話より以上に自叙伝的であることを要求することはできない⁽⁵⁾。つまり、「私は行くと約束しない」が主張型だとすると、「私は行くと約束する」もまた主張型だということになってしまうが、それでは不都合だということである。このことは、約束という行為拘束型の発話に限らず、他の全ての型に当てはまるだろう。最も微妙な主張型についてみると、「私はpを主張しない」が自叙伝的であり、つまり<私はpを主張しない>という事実を主張しているのであるとすると、同じ理由で「私はpを主張する」もまた自叙伝的であり、<私はpを主張する>という事実を主張していることになる。しかし、先に述べたように<私はpを主張する>という事実は主張に先だって主張と独立に成立している事実ではない。また、もしそのことを認めたとすると、全ての主張型発話は「私はpと主張していると主張していると主張していると……」という無限反復していることになるだろう。また、このことを認めると、全ての発話は自叙伝的な主張型であることになり、発語内行為の分類を無効にするだろう。

次に行為指示型に属するかどうかを検討しよう。(1N)は、行為指示型ではありえない。なぜなら、行為指示型は聞き手にある行為を要求するものであるが、これは聞き手に何の行為も要求しないからである。このことは、(2N)にもあてはまるだろう。そして(3N)から(5N)にも当てはまる。

次に行為拘束型に属するかどうかを検討しよう。行為拘束型は、話し手の将来の行為を拘束する発話である。ところで、(1N)は話し手の将来の行為を拘束するだろうか。それは「今、私はpを主張しない」というだけであって、「しばらくのあいだ、私はpを主張しない」と約束しているのではないだろう。その証拠に、(1)もまた「しばらくのあいだ、私はpを主張する」と約束しているのではないだろうからである。もちろん、人がある命題を主張するときには、何らかの根拠を持っていることが要請されるのであるから、主張の根拠に何の変更の必要もない限り、主張を変えることはない想定されているのだが、それは約束を守るべきだという拘束性とは異質のものである。また、もし(1N)が行為拘束型だと仮定すると、次のような不都合が生じる。もし(1N)の発語内行為を

遂行動詞で顕在化させると「私は p を主張しないと約束します」という発話になるとすると、それと同様に(1)もまた「私は p を主張すると約束します」という行為拘束型の発話であることになるだろう。そうすると、主張型と行為拘束型の区別が無効になってしまう。

このことは、(2N)から(5N)にも当てはまるだろう。たとえば、最も微妙な(3N)でも、(3N)は「今、またしばらくの間は、私は行くとは約束しないことを約束する」という意味の発話ではないように思われる。また、(3N)が「私は行くとは約束しないと約束する」という発話であるとする、同様の理由で(3)は「私は行くとは約束すると約束する」という発話になるが、これもまた約束の無限反復というアポリアに陥ることになるのである。

F (p) は表出型でもないだろう。なぜならば、サールのいう表出型は、話し手ないし聞き手のある状態についての話し手の心理状態を表現するものであるが、これは話し手の心理状態を表現するものではないからである。また表出型は、話し手ないし聞き手のある状態（悲しむべきことや、おめでたいこと、など）について述べる命題内容が真であることを前提しているが、これは、p が真であることを前提しないし、p を主張しないとすることが真であることを前提するものでもないからである。また、もしこれが、話し手の心理状態を述べるものであるから、表出型であると言うならば、F (p) もまた表出型であることになるだろう。

最後に、F (p) は宣言型でもないだろう。なぜなら、宣言型発話は制度的、慣習的なものだからである。

つまり、F (p) の発語内行為はどれも、サールの五分類のどれにも属さないのである。では、これはどのような発語内行為なのだろうか。

ところで、サールは発語内行為の分類に際しては、発語内的否定の発話についてふれていないのだが、しかし、発語内的否定の発話の発語内行為について、F (p) は、発語内行為 F の遂行の拒否(refusal)であると述べている⁽⁶⁾。そして、これに対して、A. スローマンが、「拒否」よりもむしろ「保留(refraining)」のほうが適当ではないかと示唆しつつ、発語内的否定を次のようにまとめている。「もし F がある言語行為の遂行を指示する表示であるなら、その場合には、その表示につけ加えられた'ない'の効果とは、元の言語行為が考慮されているが、しかし話し手はまたそれを遂行することを含んだ関与を受け入れる用意がない、ということを示す新しい表示を作り出すことである。」

(7) 我々もまた、発語内的否定の発話は、元の発語内行為の拒否ではなくて、保留であると考へたい。たとえば、「私は p を主張しない」という発話は、p の主張を保留しているのか、それとも拒否しているのか。もし主張しない場合を主張の保留と主張の拒否に区別するとすれば、それは次のようになるだろう。主張を保留するということは、単に主張しないだけでなく、主張するかしないか決めていないということである。それに対して、主張を拒否するとは、単に主張しないというだけでなく、主張しないと決めていることである。つまり主張しないと約束することであろう。もし「私は p を主張しない」が、主張の拒否であれば、これは行為拘束型であることになる。つまり「私は p を主張しないと約束する」という発話であることになる。しかし、 $\cdot (p)$ 「私は p を主張しない」は、上述のように行為拘束型ではない。ゆえに、発話の拒否と保留を区別する限りで、 $F(p)$ は F の保留であるといえる。

そこで、我々はこれまでに述べた、主張型、行為規制型、行為拘束型、表出型、宣言型の各々に発語内的否定を施した発話を「態度保留型発話」と呼ぶことにしたい。これらの態度保留型の発語内行為表示方策を値とする変項を R と表示することにしよう。そうすると、 $\cdot (p)$ 、 $! (p)$ 、 $C (p)$ 、 $E (p)$ 、 $D (p)$ 、これらはすべて、 $R (p)$ で表現できることになる。

ところで興味深いことに、この発話は次のような特殊性な性格を持っている。それは、この態度保留型にさらに発語内的否定を行うとどうなるか、ということである。たとえば、

(1N) 「私は、a は b である、と主張しない」

これに、命題的否定と発語内的否定を行うとづぎの用になる。

(1Nn) 「私は、a は b でない、と主張しない」

(1NN) 「私は、a は b である、と主張しなくはない」

(1Nn) は、命題行為が変化しただけであり、以前と同じ態度表明型である。(1NN) は、発話内的二重否定である。命題的否定の場合には、二重否定は肯定になる。たとえば

(1) 「私は、a は b である、と主張する」

(1nn) 「私は、a は b でないことはない、と主張する」

(1nn) は (1) と同じ意味である。しかし、(1NN) は (1) と同じ意味ではないように思われる。少なくとも日本語では、これは同じ意味ではない。日本語では、(1NN) は「場合によっ

ては、私は、aはbである、と主張してもよい」という発話と同じ意味であり、話し手のある発語内行為に対する態度の表明である。もっと言えば、話し手のある発語内行為に対する保留の表明である。ある発語内行為の否定は、その発語内行為の保留の表明であるが、ある発語内行為の二重否定もまた、その発語内行為の保留の表明である。これをもう一度否定して、三重に否定するとどうなるか。

(1NNN)「私は、aはbである、と主張しなくもなくはない」

これは(1NN)と同じく「場合によっては、私は、aはbである、と主張してもよい」という発話と同じ意味であり、主張の保留である。ある発語内行為の三重の否定は二重の否定と同じく、その発語内行為の保留の態度表明である。ただし、保留の程度が多少変化する。これ以上の否定の重複についても同様である。つまり、態度保留型は、それに発語内的否定を施してもその発語内行為が変化しないということである。この点において、他の発語内行為と大きく異なっている。つまり、R1(p)に発話内否定を行って、

R1(p)とするとしても、R1(p)はR2(p)であるということである。ここでのR1とR2の違いは、ある発語内行為の保留の程度の違いである。つまり、ある行為の保留と、ある行為の保留の保留は、同じことであって、保留の程度が違うだけである。

以上のこと（つまり発語内的否定の発話は、否定される当の発語内行為を保留するという意味を持っており、しかも発語内的否定を反復しても元の発語内行為を保留するという意味は変わらないということ）を、私は日本語をもとに日本語のいちネイティブスピーカーとして想定したのであるが、実はスローマンが英語をもとにこれと同じことをすでに指摘している。「'ない'や'・・・を拒否する'の反復は、その効果を取り消すのではなく、なにも意味しない、あるいは、発話をもっと非-関与的にするように思われる。」⁽⁸⁾

このような特殊性をもつ態度保留型の発話は、サールに限らずオースティンやハーバマスにおいても考慮されていない。我々は、発語内行為をどのように分類するにせよ、その際にある発語内行為の否定の発話をこのように独自の型として立てるべきだと考える。⁽⁹⁾

ここで、誤解を防ぐために、オースティンが発語内行為の一種として述べている「否定」について述べておこう。これは、サールの言う命題的否定でも発語内的否定でもない。オースティンは否定を主張と並ぶ発語内行為と考える⁽¹⁰⁾。つまり、「否定する」は発語内行為を顕在化させる遂行動詞の一種である。

(1)「私は、aはbである、を主張する」

(6)「私は、aはbである、を否定する」

この(6)はつぎのどちらを意味するだろうか。

(1n)「私は、aはbでない、を主張する」

(1N)「私は、aはbである、を主張しない」

(6)は(1n)の意味であるように思われる。(1n)は「aはbでない」を主張する根拠や必要性を持っているということを含意しているが、(1N)は「aはbでない」を主張する十分な根拠や必要性を持たないことを含意しているからである。ところで(6)は、「aはbである」を否定する根拠や必要性を持っていることを含意している。それゆえに、(6)は(1n)と同じ意味である。

このように「否定する」という動詞は主張すると並ぶ遂行動詞であるといえる。ゆえにまた、否定もまた主張と並ぶ発語内行為である。この「否定する」という動詞の用法と「ない」の用法は全く異なっている。我々は「ない」を用いて命題的否定や発語内的否定を遂行できるが、しかし「ない」は遂行動詞ではない。否定が発語内行為の一つである以上、その発話に命題的否定と発語内的否定を行うことができる。

(6n)「私は、aはbでない、を否定する」

(6N)「私は、aはbである、を否定しない」

(6N)は「aはbである」を否定するに十分な根拠や必要性をもたないことを含意している。従って、これは、つぎの発話と同じ意味である。

(1nN)「私は、aはbでない、を主張しない」

つまり、フレーゲがいうように発語内行為としての「否定」はなしですませることができる。⁽¹¹⁾

第三章 質問型発話の特殊性

第一節 質問は情報提供の依頼か

サールは質問を情報提供の依頼と考えて『言語行為』で次のように述べている。「質問するということは、実際は、依頼の特殊例、すなわち、情報を依頼している（本来の質問）か、聞き手が知識を提示することを依頼している（試験の場合の質問）かのいずれかの依頼なのである。」⁽¹²⁾ このように質問を情報提供の依頼ととらえることは、サールに限らず一般的な質問の理解のようである。⁽¹³⁾ まず、この点を検討しよう。

本来の質問の場合（試験の質問をのぞく場合）、サールの言うように、質問はつねに情報を依頼しているのだと言えるだろうか。たしかに、彼が例に挙げるような「合衆国第一代大統領の名前は何か」という質問は、情報の提供を依頼していると言える。このような問の答は、主張型の発話である。しかし、すべての質問がこのようなものであるのではない。サールの上の主張は、主張型発話を答えとする質問だけを念頭におい

たものであり、行為指示型や行為拘束型の発話を答えとする質問を見過ごしている。そのことは、サールが、質問の発話が充たすべき事前規則の一つとして「話し手は答えを知らない。すなわち、その命題が真であるか否か、あるいは、命題関数の場合には、補充してその命題を真にするために必要な情報を知らない」と述べていることから明きらかである。オースティンは、全てのを発話を真理値をもつ陳述として理解することを記述主義的誤謬と呼んだが、それにならうならば、全ての質問を主張型の発話を答とする質問として理解することも、記述主義的誤謬だといえるだろう。

では、行為規制型や行為拘束型の発話を答とする質問、これらの質問の答も情報を提供しているのだと言えるだろうか。たとえば、「あなたはその本を私にくれますか」という質問に対する答が、「はい、さしあげます」であれ、「いいえ困ります」であれ、こられの答が情報を提供しているとは、ふつう言わないだろう。情報というのは、ふつうは客観的事実についての知識であり、発話者の意図や決意を含まない。もちろん、「彼は・・・と約束します」というような主張型は、情報を提供しているのだが、「私は、・・・と約束します」という発話は、情報を提供しているというよりも、約束するという行為を行っているのであって、一つの出来事を生み出している、つまり情報を創り出しているのではないだろうか。

しかし、このような反論があるかもしれない。確かに、答える者にとっては、そのような発話は情報提供ではないとしても、質問者にとってはその返答は情報提供という意味を持つ。これに再反論するために、先の質問をもう一度とりあげよう。「あなたはその本を私にくれると約束してくれますか」と質問する者は、単に相手が約束するかどうかという情報を知りたいのではなくて、相手に約束してほしいのである。ここでは、相手に約束を依頼しているのであって、情報提供を依頼しているのではない。この場合にも、第三者からみれば、質問者は情報提供を受けて、その後の行為を調整しているにとらえることが出来る。これは、次の問題と関連している。

大抵の場合、ある発話の発語内行為を表す動詞（遂行動詞）によって、発話の発語内行為を顕在化させることが出来る。たとえば「この本をあげよう」を「この本をあげると約束する」というように言い換えることが出来るのである。この後者のような文を遂行文というが、この遂行文について、それは話し手の発話自体を記述しており真理値を持つ、と考える記述主義の立場（リーチ）と、それは話し手の発話自体を記述している

のではなく真理値を持たない、と考える非記述主義の立場（オースティン、サール）の対立がある。⁽¹⁴⁾ この対立は、（これはあらためて十分に研究しなければならない問題であるが）遂行文の発話を話し手の側からみるか、聞き手や第三者の立場から見るかの違いに由来するように思われる。約束や依頼の遂行文の発話を行うとき、話し手は決してそれが記述として真であることを主張しようとしているのではない。それは話し手にとっては決して記述ではないのだが、第三者の立場に立てばそれを自己言及的な記述とみなすこともできるだろう。リーチは、「壁にとまっている蠅」⁽¹⁵⁾ つまり受信者ではない聞き手の立場で発話をとらえるので、記述説をとることになるのである。この遂行文の発話をめぐる論争と同じことであって、第三者から見れば、どのような発話も情報提供である。それをまた別側面から指摘すると、「私は・・・と約束する」という約束の発話も、第三者が「彼は・・・と約束する」と言えば事実を伝える主張型の発話になるのと同じことなのである。

したがって、どの観点で発話をとらえるかということが問題になるのだが、第三者の立場で全ての発話を情報伝達としてとらえてしまうことは、話し手や聞き手などの当事者にとっての発話の意味の区別を看過することになり、不適切であると考えられる。我々は、話し手にとっての発話の意味の区別を重視し、主張型発話を答として求める質問は事実の確認を求める「事実確認的質問」とよび、それ以外の質問は意思決定を求める「意思確認的質問」と呼ぶことにしたい。

第二節 質問の発話は依頼の発話の特殊なものか

本来的な質問が、単に情報の依頼にかぎらず、意思決定の依頼の場合もあるとしても、質問はやはり依頼の特殊例であるのだろうか。質問に、意思決定の依頼の場合があることを考慮してかどうか分からないが、サールは論文「発話内行為の分類」では、情報提供の依頼としてではなく、より一般的な言い方でこう述べている。「質問は行為指示型の下位集合である。というのは、質問は、SがHに答えさせようとする、つまりある言語行為を遂行させようとする試みであるからである。」⁽¹⁶⁾ しかし、それにしてもやはり質問は依頼の特殊例なのだろうか。ただし、ここで問題にしたいことは、質問一般と依頼一般の関係ではなくて、質問の発話と依頼の発話の関係である。⁽¹⁷⁾ 検討したいのは、サールのいうように質問の発話を依頼の発話の特殊例とみなすことができるかどうかである。これの検討のまえに、まず質問の発話の中の依頼の要素をはっきりさせておこう。

A 質問と依頼の二つの関係

質問に含まれる依頼の要素は大きく二つに分かれる。

(1)質問への返答の依頼、つまり情報提供ないし意思決定の依頼

(2)質問への単なる返答の依頼ではなくて、一定の返答の依頼。

ふつうの質問はすべて(1)の意味の依頼をおこなう(しかしたとえば修辞としての疑問表現はこれにあてはまらない)。(2)の要素を備えているのは、質問の発話の一部である。しかも、行為拘束型発話を答とする質問の発話の一部である。これは、依頼の発話で言い換えられる。たとえば、

「塩をとってくれますか」→「塩をとってください」⁽¹⁸⁾

「その本をくれますか」→「その本をください」

「・・・という約束をしませんか」→「・・・という約束をしてください」

これらの質問が求めている答は、行為拘束型発話であるが、もちろん行為拘束型発話を答とする質問のすべてが、(2)の要素を備えているわけではない。単に意思決定を依頼するだけで、一定の決定を依頼しない場合もある。たとえば、話し手は、聞き手がキャンプに行くことを特に希望してはおらず、ただ幹事として人数を確認する必要があるという場合には、「キャンプに行きますか」と質問するが、「キャンプに行ってください」と言い換えることはできない。

このように質問型発話が一定の行為の依頼に用いられるのは、おそらく依頼の婉曲的な表現、いわゆる「丁寧さの原則」によるものである。質問型発話は否定の返答の可能性を残すことによって、拒否の返答をしやすくして、依頼の押しつけがましさをやわらげるのである。ちなみに、質問が一定の行為の依頼に用いられるのは、婉曲的用法のためであるがゆえに、命令が依頼の発話によって婉曲的に行われる場合には、それをさらに質問型に言い換えることもできる。たとえば、

「銃をとれ」→「銃をとってくれ」→「銃をとってくれるか」

しかし、命令を依頼に言い換えられない場合には、質問に言い換えることもできない。たとえば、「撃て」と命令するような場合。

全ての質問は(1)の依頼の要素を持っているから、「・・・かどうかわせてください」とか「・・・かどうかわめてください」と言い換えることが出来る。ただし、(2)の依頼の要素を持っている場合には、そのように言い換えることは出来ない。たとえば、「塩をとってくれますか」を「塩をとってくれるかどうか、決めてください」と言い換

えることはきわめて不自然である。なぜならそう言い換えると、「塩をとってください」という依頼の気持ちが表現されないことになるからである。

したがって、全ての質問は何らかの依頼の発話で言い換えることが出来る。では、質問の発話は、依頼の発話の特殊例なのであろうか。そうではない、ということを確認しよう。

B 他の発話内行為における依頼の要素

主張型発話の話し手は、聞き手が命題内容を事実として認めることを求めている。ゆえに、主張型発話は主張への承認の依頼である。行為指示型発話の話し手は、聞き手が要求を受け入れることを求めている。ゆえに、行為指示型発話は、要求への受諾の依頼である。行為拘束型発話の話し手は、聞き手が約束を信用することを求めている。ゆえに、行為拘束型発話は、約束への信用の依頼である。宣言型発話の話し手は、聞き手が宣言の効力を認めることを求めている。ゆえに、宣言型発話は、宣言への承認の依頼である。これらは、発話の誠実性への信用の依頼とは異なる。（表出型発話だけは、誠実性への信用の依頼を行うだけであり、これらに対応する依頼を行っていないように思われる。）

これを質問に当てはめるならば、質問型発話の話し手は、聞き手が質問に答えてくれることを求めている。ゆえに、質問型発話は、質問への返答の依頼である。したがって、質問型発話が返答への依頼の発話であるが故に、依頼の発話の一種であると言えるのならば、それと同じ意味で、主張型発話や行為拘束型や宣言型も依頼の発話の一種であると言えることになるだろう。もしそうならば、質問型発話だけを依頼の発話の一種とすることは不合理である。サールが質問の発話を依頼の発話や行為指示型発話の一種としたのは不合理である。

さらに、もしかりに、質問型発話だけでなく、主張型や行為拘束型や宣言型も依頼の発話の一種であるとする、同じ意味で行為規制型の発話もまた依頼の発話の一種であることになる。つまり、「・・・してください」という発話は、「・・・という依頼を受諾してください」という発話であることになる。しかしこれがまた行為指示型発話なのだから、これもまた依頼の発話の一種であり、「・・・という依頼を受諾してください」という依頼を受諾してください」という発話に言い換えられることになる。これらは、

レトリックの上では、同じ意味になるかも知れないが、論理的には別の依頼である。また、これは依頼の無限反復というアポリアを生じさせる。したがって、質問の発話を（それだけであれ、他の型と一緒にであれ）依頼の発話の一種とみなすことは不合理である。我々は質問の発話の発語内行為を「質問型」として分類することにしよう。

C 質問型発話の表示について

質問型発話を設定すると、その表示法が問題になるが、質問型発話には、次に述べるような特殊性があり、そのために我々はサールによる質問の発話の表示法を修正しなければならないだろう。

サールは、イエスかノーか尋ねる質問を

$? (p)$

と表示していた。そして、彼は質問に対する答としては、主張型発話しか想定していなかったもので、それに対する答は

$\vdash (p)$ あるいは $\vdash (\neg p)$ あるいは $\neg \vdash (p)$

になると考えていただろう。しかし、先にみたように、質問に対する答は、主張型だけでなく、行為指示型や行為拘束型の場合もあるとすると、

$? (p)$

という形式の質問に対して

$! (p)$ あるいは $! (\neg p)$ あるいは $\neg ! (p)$

または

$C (p)$ あるいは $C (\neg p)$ あるいは $\neg C (p)$

という答が考えられる。ところで、我々が質問に対して返答しようとするとき、返答が主張型になるか、行為指示型になるか、行為拘束型になるかを迷うことはあまりない。つまり、質問の発話の中には、答の発語内行為への指示がふくまれているのである。

したがって、それが質問の表示の中にも含まれなければならないだろう。たとえば、 $? (p)$

という質問にたいして、 $\vdash (p)$ と答えるとなると、質問の中には、答として主張型発話を求めていることが指示されているはずであり、それを質問の表示の中にも組み込む必要があるだろう。さもなければ、それは（疑問文の表示としては充分かもしれないが）質問の発話の表示としては不十分である。

質問の発話は、もしそれがF (p) を答とするのならば、? F (p) と表示するのがよいのだろう。(19) たとえば、ト (p) を答とする質問は、? ト (p) となる。ちなみに、サールはwh疑問文の発話を

? (x名の人がそのパーティには出席していた)

? (・・・ゆえに彼はそうした)

などと表現していたが、これも次のように修正すべきだろう。

?ト (x名の人がそのパーティには出席していた)

?ト (・・・ゆえに彼はそうした)

もちろん、疑問詞を用いる質問の答も主張型にかぎらない。たとえば、

?C (h, あす・・・を手伝う) 「あす何を手伝ってくれますか」

?! (s, あす・・・を手伝う) 「あす何かお手伝いしましょうか」

これらの答は、たとえば次のようになる。

C (s, あす受付を手伝う) 「受付を手伝いましょう」

! (h, あす受付を手伝う) 「受付を手伝ってください」

このような質問の発話の表示法の変更は、質問についての上述の記述主義的誤謬の批判からの必然的な帰結である。すべての質問を、返答の発話内行為によってさしあたり次のように区別することができる。

?・ (p)

?! (p)

?C (p)

?E (p)

?D (p)

?R (p)

D 質問型発話に発話内的否定を行うことは出来ない。

質問型発話に命題的否定を施すと、一般的には次のようになる。

(7)? F (p)

(8)? F (p)

(9)? F (p) つまり ?R (p)

(8)と(9)は、いわゆる否定疑問の発話であるが、どちらも質問型発話に命題的否定を行っ

たものである。たとえば、

? (h, · (p)) 「aはbではない、と思いますか」

? (h, · (p)) 「aはbである、と思いませんか」

となる。しかし、質問型発話に発語内の否定を施して、次のような発話をすることは不可能である。

? F (p)

あるいは、次のような発話を反証例として挙げるひがいるかもしれない。

(10) 「aがbであるかどうかはお尋ねしません。」

しかし、これに否定を施す以前の発話は次のようなものである。

(11) 「aがbであるかどうかをお尋ねします。」

これは、質問型発話ではなくて行為指示型の発話である。したがって、これに発語内の否定を行ったものは、行為指示型の発話の発語内の否定であって、質問型発話の発語内の否定ではない。これに対しては、さらに次のような反論があるかもしれない。確かに(11)は、文法的にいう疑問文の発話にはなっていないが、発語内行為としては質問を行っているといえるのではないか。このような反論に対しては、(11)を「aはbであるかどうかをお尋ねしてもいいですか」という質問の発話に言い換えられる場合があるということが、反論になるだろう。なぜならば、質問の発話に言い換えられるということは、もとの発話が質問の発話ではなかったと示しているからである。

このことは、質問型発話のもう一つの特殊性を示している。質問型発話については、遂行動詞によって発語内行為を顕在化させて遂行文ないし遂行文の発話をつくることが出来ないということである。なぜなら、質問を表す遂行動詞はあるが、それを使って遂行文の発話を行うとそれは行為指示型の発話になってしまうからである。

結び 発語内行為の分類へ向けて

オースティンやサールの分析は卓抜であったが、彼らにはなによりも発話を会話のやりとりの中でとらえるということが欠けていた。もし発語内行為を談話分析の中でとらえようとするならば、明示的に相手の発話を要求するという質問型発話の重要性に注目せざるを得なかっただろう。さらに重要なのは、

A: 「来る？」

B: 「ええ」

A: 「約束する？」

B: 「はい」

という談話₍₂₀₎のように、おそらく全ての発話は、最終的には問答によって始めて、その命題行為と発語内行為が確認されるということである。また日常の談話ではほとんどの場合、このような問答によって確認が行われているのではないだろうか。その意味で、質問型発話は、他の全ての発語内行為の成立に不可欠の発語内行為であるということが出来るだろう。

そして、もしこのように言えるとすれば、問答をもとに発語内行為を分類出来るという可能性が出てくるのである。? F (p) という質問に対する返答としては、まず、F (p) あるいは F (¬ p) あるいは ¬ F (p) の3つが考えられる。この3つのなかで ¬ F (p) は、他と異質である。このような区分に誠実な発話と冗談の発話の区別を加えて、現在のところ次のような二分法の分類を考えている。

冗談型

誠実型 質問型

返答型 態度保留型

態度表明型

この態度表明型の中に、従来の発語内行為の分類が属するのであるが、この内部もおそらく二分法で分類できると推測している。しかし、これはまだまだ作業計画にすぎない。拙論執筆中に発語内的否定と質問についてもまだまだ検討しなければならない点の多いことに気づかされたが、語用論については文字通りの浅学のために思わぬ誤解もあるのではないかと畏れている。出来るだけご批判を頂戴して次回に期したいと思う。

注

(1) オースティンとサールとは「発語媒介行為」の理解に関しては同じだと考えられることも多いが、両者の理解は異なっている。オースティンの定義では、「なにかを言うことは、多くの場合というよりは、むしろ通常の場合、聞き手、話し手、またはそれ以外の人物の感情、思考、行為に対して結果としての効果を生ずることがある」(Austin, J.L., *How to do things with words*, Oxford U.P. 1962, p101, 『言語と行為』坂本百大訳、大修館書店、175頁) このことを「発語媒介行為」という。サールの定義は本文に述べたとうりであるから、両者の差異は次のようにまとめられる。(a)オースティンのい

う発語媒介行為は、発語行為(locutionary act) (これはサールの言う発話行為と命題行為を合わせたものである) がおよぼす帰結や結果であるが、これに対して、サールの発語媒介行為は、発語内行為の帰結や結果である。(b)オースティンのいう発語媒介行為は、聞き手と話し手とその他の人への効果であるが、サールの言う発語媒介行為は、聞き手への帰結または結果である。

(2) サールによるこの表示法は、おそらくライヘンバッハに由来するものである。参照、ライヘンバッハ『記号論理学の原理』石本新訳、大修館書店 § 57。

(3) Searl,J.R., "A taxonomy of illocutionary acts",*Language, Mind and Knowledge, Minnesota Studies in the Philosophy of Science*, Keith Gunderson(ed.), University of Minnesota Press,1975. Reprinted in *Expression and Meaning*, Cambridge U.P. 1979, pp1-29.

(4) Cf.,Searl,J.R., *Speech Acts*, Cambridge U.P., 1969, p32, 『言語行為』坂本百大・土屋俊訳、草書房、55-57頁。

(5) *Ibid.*, p33, 前掲訳、57頁(訳をすこし変更した)。

(6) *Ibid.*, pp32-33, 前掲訳、56頁。

(7) Sloman,A., Transformations of Illocutionary Acts, *Analysis* 30, 1969, p58. スローマンは、このような発語内的否定の分析を言語行為による意味の分析に用いようとしており、発語内行為の分類と関係づけているのではない。ところで、このスローマンの発語内的否定の分析に対して、R. T. ガーナーが批判を行っている。ガーナーは、スローマンが発話内的否定の発話を元の発語内行為の変容だと考えているとみなして、発話内的否定の発話は、元の発語内行為とは全く別の拒否という発語内行為を行っているとして批判する。ガーナーが発語内的否定の発話を元の発語内行為のとは別の発語内行為として分類しようとしているのには、賛成である。但し、それが拒否という発語内行為だと考えられている点、拒否の発語内行為がサールの五分類のどれか一つに属するのか、それとも新しい型として設定されるかを論じていない点、が問題である。しかし、ガーナーの批判のもっとも重要な点は、かれがそもそも発語内的否定を認めないということである。彼によれば、発語内行為といわれているものは、発語内行為のレベルで生じているのではなく、文のレベルで生じていることなのである。彼は次にはっきりと述べているわけではないのだが、彼の立場からするならばおそらくこうなるだろう。つまり、・(p)を発語内的に否定したものは、・(p)ではなく、R(q) (Rは拒否

という発語内行為の表示方策を表す) という発話、つまり別の発語内行為だけでなく別の命題行為を遂行している発話なのである。この最後の点に関しては、もう少し検討したいとかがえている。しかしその結論のいかんに関わらず、この拙論での主張、つまり発話内の否定の発話の発語内行為を態度保留型として分類するということが、有効だと考える。Cf. Garner R.T., *Some doubts about illocutionary negation*, *Analysis* 31, 1970.

(8) Sloman, *Ibid.*

(9) ある研究会で発表の際に、このような態度保留型を独自の発話の形として設定することは、日本人の会話にみられる肯定か否定かが非常に曖昧な態度を強調することになり、＜政治的＞に好ましくない、という鋭い批判を受けた。しかし、もし日本的な曖昧な発話をこの態度保留型として分類できるとすれば、それは結果としてそのような曖昧な態度を自覚させ、それに一定の限定を与えることになるだろうと期待したい。

(10) Cf. Austin J.L., *ibid*, p87, 前掲訳、152頁。

(11) Cf. Frege, G., *Negation*, *Beitr ge zur Philosophie des Deutschen Idealismus* 1, 『フレイゲ哲学論集』藤村龍雄訳、岩波書店、150頁。フレイゲがこの論文で批判しているのは、オースティンが発語内行為の一つと考えた「否定」であって、発語内の否定を批判したのではない。Hornは、フレイゲのこの論文がサールのいう発語内の否定の批判になると考えているが、それは誤解であろう。Cf. Horn, L.R., *A natural history of negation*, University of Chicago press, 1989, pp74-77.

(12) Searl, J.R., *Speech Acts*, Cambridge U.P., 1969, p69, 前掲訳、119頁。

(13) たとえば、ヒンティカは、問の論理を研究する論理学者や問の構文論を研究する言語学者はたくさんいるが、「すべての連中が潜在的に一致していることが何かあるとすれば、それは質問が情報の要求であるという考えである」と述べている。Cf. J. Hintikka, *Questions about Questions*, *Semantics and Philosophy*, ed. M.K. Muniz & P.K. Unger, p104.

(14) この問題については、ジェフリー・N・リーチ『語用論』池上嘉彦、河上誓作訳、紀伊国屋書店、第八章を参照。

(15) 前掲書、18頁。

(16) Searl, J.R., "A taxonomy of illocutionary acts", *Expression and Meaning*, Cambridge U.P. 1979, p14.

(17) たとえば「SはPですか」という質問が、たとえ依頼の発話で行われたとして

も、依頼された者は、「SはPか」と自問し、その結果を返答することになる。つまり、会話の中には質問の発話が登場しないとしても、問うという行為自体が消失しているわけではない。かりに質問は依頼の下位集合だといえとしても、問う行為が依頼の行為の下位集合であるということは帰結しない。このことは、談話における問答の論理関係と、一人で自問自答している場合の問答の論理関係を、さしあたりは異質なものとして研究する必要があるということを意味している。科学研究における問答の論理関係の研究は、さしあたり一人で自問自答している場合の問答の論理関係の研究に属することになるだろう。}

(18) サールの間接的発語内行為の有名な例である「塩がとれますか」ということによつて、「塩をとってください」という依頼の発語内行為を間接的におこなうというのと、ここに述べる例は異なる。「塩を取ってくれますか」と質問することが、「塩を取ってください」という依頼の発話と同じことになるのは、質問に相手が「はい、取りましょう」と答えるとそれは約束の行為拘束型発話であり、その約束の履行として塩を取るという行為が行われることになるのである。従つて、「塩を取ってくれますか」も「塩を取ってください」もどちらも同じようにその発語媒介行為によつて塩を取ってもらうことになるのである。

(19) スローマンもまた前掲論文で、おそらく似たような発想で、しかし十分な根拠付けのないままに、質問の発話を $F(p)?$ と表示することを提案している。そして、これもまたガーナーの前掲論文によつて、サールの $?(p)$ という表示を言い換える必要性がないと批判されている。この批判に対しては、本文で考察したように反批判できるだろう。

(20) 参照、マイケル・スタップズ『談話分析』南出康世、内田聖二訳、研究社、188頁。

